

石巻市職員による官製談合防止法違反等事件
再発防止対策（案）

令和6年12月
石巻市

再発防止に向けて

本市では、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、市民の皆様、そして多くの自治体の皆様の支援により、一丸となって進めてまいりました。

それにもかかわらず、令和6年4月、建設部下水道建設課に所属する職員2名が市発注工事の入札に関する秘密情報を特定の業者へ提供したことにより、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）に違反した容疑及び公契約関係競売入札妨害の罪で宮城県警察に逮捕され、その後起訴、同年10月に有罪判決を受けるという事件が発生しました。

この事件は、市政に対する市民の皆様の信用と信頼を著しく損なうとともに全国各地の支援をいただいた自治体の皆様の期待を裏切る結果となりました。また、本市入札契約制度についても疑念を持たれる結果となりました。

市長として、改めて市民の皆様をはじめ、復旧・復興事業にご協力をいただいた多くの関係者の皆様に心よりお詫びを申し上げます。

このような事態を重く受け止め、これまで、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会を設置し、本事件発生に至った原因や職場の実態等の検証を行うとともに、この検証結果に基づく課題を整理し、効果的な再発防止策の検討を進めてまいりました。

この度、その検討結果として石巻市官製談合再発防止対策検討委員会から、石巻市職員による官製談合防止法違反等事件の再発防止対策報告書が提出されました。

この報告書において、取組むべき再発防止策として、（1）職員のコンプライアンス意識、（2）公益通報制度、（3）入札・契約制度の適正化・透明化、（4）職場環境の改善の4項目が示されました。

今後、この再発防止に向けた取組を確実に進めることで、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、また起こさないよう、一日も早い市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和6年12月

石巻市長 齋藤 正美

石巻市職員による官製談合防止法違反等事件の
再発防止対策報告書

令和6年11月

石巻市官製談合再発防止対策検討委員会

は じ め に

令和6年4月10日に職員が、市発注工事の入札に関する秘密情報を特定の業者へ提供したことにより、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）に違反した容疑及び公契約関係競売入札妨害の罪で宮城県警察に逮捕され、その後起訴、同年10月に有罪判決を受けるという事件が発生しました。

本市では、これまで契約制度や執行管理体制の見直しを随時行うとともに、職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりましたが、今回の事件発生により、過去に行われた不正が明らかとなったことから、これまで以上の適正な事務執行に向けた取り組みを確固たるものとするため「石巻市官製談合再発防止対策検討委員会」を設置し、職場内の実態調査や職員へのアンケート調査、再発防止策の策定等を進めてまいりました。

また、再発防止策については、外部の有識者にも意見をいただき、実効性の高い内容となるよう検討を進めてまいりました。

今回の事件を重く受け止め、本報告書により、本市において二度と不祥事を起こさないよう再発防止策を進めるとともに、より公正な事務執行に努め、市民の皆様から信頼される市政の実現を目指してまいります。

令和6年11月

石巻市官製談合再発防止対策検討委員会

目 次

1	事件の概要	1
2	事件発覚後の経過	2
3	官製談合再発防止対策検討委員会の組織及び開催状況	3
4	外部有識者による意見聴取	4
5	情報漏洩に至った経緯・動機	5
6	事務執行・入札制度に関する実態調査	6
7	職員アンケート調査結果 概要	6
8	再発防止に向けた課題の抽出	8
9	再発防止対策の取り組み	9
	(1) 職員のコンプライアンス意識	
	(2) 公益通報制度	
	(3) 入札・契約制度の適正化・透明化	
	(4) 職場環境の改善	
10	外部有識者意見聴取結果	12
11	再発防止対策の確実な実行と効果検証	12
12	資 料	13

1 事件の概要

（1）事件の概要

令和 6 年 4 月 10 日、本市下水道建設課職員 2 名と遠藤興業株式会社執行役員 1 名が下水道工事の入札を巡り、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」）違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕、起訴されたものです。

本市が令和 5 年 2 月 15 日に執行した「西流下 1 号 石巻中央雨水準幹線築造工事」の制限付き一般競争入札において、建設部下水道建設課技術課長補佐が、遠藤興業に工事を任せれば施工や調整が円滑に進み、スムーズな施工調整をすることで、課や自身の負担も軽減すると考え、係長に相談したうえで、遠藤興業専務執行役員に入札に参加してほしいと伝えたうえ、遠藤興業専務執行役員も社内協議のうえ入札に参加することを技術課長補佐に伝え、同年 2 月 1 日に遠藤興業現場事務所にて最低制限価格を算出する根拠となる直接工事費等が記載された実施設計書を遠藤興業専務執行役員に手渡し、最低制限価格 4,345 万 5,004 円に近接した額 4,370 万円で同工事を落札させたものです。

（2）事件の対象となった入札案件

工 事 名：西流下 1 号 石巻中央雨水準幹線築造工事

工事担当課：建設部 下水道建設課

開 札 日：令和 5 年 2 月 15 日

契 約 者：遠藤興業株式会社

入 札 方 法：制限付き一般競争入札（郵便入札対象工事）

予 定 価 格：48,388,000 円

最 低 制 限 価 格：43,455,004 円

落 札 価 格：43,700,000 円

2 事件発覚後の経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 4 月 10 日	宮城県警察が、建設部下水道建設課職員 2 名を官製談合防止法違反などの疑い、遠藤興業専務執行役員を公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕 宮城県警察が石巻市役所を家宅捜索・資料押収
令和 6 年 4 月 11 日	市長、緊急記者会見（両副市長、総務部長同席） 市長訓示（幹部職員） 市ホームページに市長コメント発表 「石巻市官製談合再発防止対策検討委員会」の設置検討
令和 6 年 4 月 18 日	遠藤興業の指名停止に関する入札審査委員会を開催 (指名停止期間：24 か月)
令和 6 年 4 月 22 日	「石巻市官製談合再発防止対策検討委員会」を設置
令和 6 年 4 月 25 日	当市法制企画官による入札談合防止に向けた研修会の開催
令和 6 年 5 月 1 日	官製談合防止法等違反容疑で下水道建設課職員 2 名が仙台地方裁判所へ起訴される 公契約関係競売入札妨害容疑で遠藤興業専務執行役員が仙台地方裁判所へ起訴される
令和 6 年 7 月 5 日～ 7 月 26 日	職員用アンケート調査実施 入札・契約事務に関する実態検証実施
令和 6 年 9 月 5 日	仙台地方裁判所にて初公判
令和 6 年 9 月 24 日	下水道建設課職員 2 名、仙台地方裁判所にて第 2 回公判
令和 6 年 9 月 25 日	下水道建設課職員 2 名の弁護人を通じ、書面にて事件の動機や経緯についての聞き取り調査を実施
令和 6 年 10 月 1 日	遠藤興業専務執行役員、仙台地方裁判所にて第 2 回公判
令和 6 年 10 月 10 日	下水道建設課職員 2 名に対する判決 技術課長補佐：懲役 1 年 6 ヶ月、執行猶予 3 年 係長：懲役 1 年、執行猶予 3 年
令和 6 年 10 月 21 日	下水道建設課職員 2 名に対し、懲戒免職処分
令和 6 年 10 月 22 日	市長訓示（幹部職員）
令和 6 年 10 月 25 日	遠藤興業専務執行役員、仙台地方裁判所にて第 3 回公判
令和 6 年 11 月 11 日	遠藤興業専務執行役員に対する判決 懲役 1 年、執行猶予 3 年

3 官製談合再発防止対策検討委員会の組織及び開催状況

(1) 組織 (資料1参照)

官製談合再発防止対策検討委員会	
委員長	総務部長
副委員長	復興企画部長
委員	市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長、工事検査課長
事務局	総務部管財課

官製談合再発防止対策検討委員会幹事会	
幹事長	総務部次長
副幹事長	復興企画部次長、建設部理事兼次長、建設部次長
幹事	総務課長、総務課法制企画官、人事課長、財政課長、管財課長、復興推進課長、水産課長、農林課長、都市計画課長、道路課長、建築課長、下水道管理課長、下水道建設課長、病院管理課長、学校管理課長
事務局	総務部管財課

(2) 開催状況

1) 官製談合再発防止対策検討委員会

第1回：令和6年4月30日（火）
・検討委員会の設置について
・これまでの対応等について
・今後の検証及び検討事項について
・アンケートの実施について
第2回：令和6年6月18日（火）
・職員アンケート調査の実施について
・本件の事務に関する検証について
・契約事務に関する事務の検証について
第3回：令和6年10月2日（水）
・職員アンケート調査の実施結果について
・本件の事務に関する検証結果について
・契約事務に関する事務の検証結果について
第4回：令和6年11月15日（金）
・本事件の情報漏洩に至った経緯・動機について
・再発防止に向けた課題及び再発防止策について
・再発防止対策報告書（案）について

2) 官製談合再発防止対策検討委員会幹事会

第1回：令和6年4月30日（火）

- ・検討委員会の設置について
- ・これまでの対応等について
- ・今後の検証及び検討事項について
- ・アンケートの実施について

第2回：令和6年5月20日（月）

- ・今後の検証及び検討事項について
- ・アンケートの実施について

第3回：令和6年6月11日（火）

- ・職員アンケート調査の実施について
- ・本件の事務に関する検証について
- ・契約事務に関する事務の検証について

第4回：令和6年9月30日（月）

- ・職員アンケート調査の実施結果について
- ・本件の事務に関する検証結果について
- ・契約事務に関する事務の検証結果について

第5回：令和6年11月5日（火）

- ・本事件の情報漏洩に至った経緯・動機について
- ・再発防止に向けた課題及び再発防止策について

第6回：令和6年11月11日（月）

- ・再発防止対策報告書（案）について

4 外部有識者による意見聴取

意見聴取日：令和6年11月15日（金）

今回の事件を受け、情報漏洩に至った経緯・動機、実態調査、当事者からの聞き取り結果等から検討した再発防止対策について、意見聴取した。

外部有識者

- ・大学教授
- ・弁護士
- ・行政機関

5 情報漏洩に至った経緯・動機

これまでに公判などで確認できた事実関係及び、逮捕された職員への聞き取り調査により把握した情報漏洩に至った経緯・動機は以下のとおりです。

(1) 下水道建設課 技術課長補佐

- ① 平成 30 年の下水道建設課への配属前から、市発注工事において遠藤興業は事前準備などをよくしてくれることから、優良な企業と認識していた。
- ② 平成 30 年の下水道建設課へ配属時に、「進捗が思わしくない雨水事業を軌道に乗せ早期の完成を図ってほしい」と上司からの指示だけでなく同僚からも言われた。また、毎年発生する大雨や令和元年の台風 19 号被害も重なって、市内の雨水・冠水被害を早期に解消しなければならないプレッシャーが焦りがあった。
- ③ 令和 4 年度、下水道工事の発注に際し、元々付近のポンプ場建設工事を請け負っていた J V に遠藤興業が入っており、各所の工事と並行して早期に終わらせる必要があるため、係長と相談して工事を円滑に進めるため遠藤興業に受注させる方針とし、遠藤興業においても受注する意思があったことから、現場事務所で設計図書を渡し、価格を漏洩した。
- ④ 情報漏洩は逮捕の原因となった工事を含めて、令和 2 年度以降、3 年間で 5 件（全て遠藤興業）行った。
- ⑤ 工事に関する設計金額等の情報漏洩が違法であると認識していたが、当初は躊躇や後ろめたさがあったが、回数を重ねる度にだんだんと薄れていった。
- ⑥ 遠藤興業から見返りとしての金銭等の授受は無かった。
- ⑦ 現在の入札・契約制度について見直しすべき点があるかについては、特にないとの意見であった。

(2) 下水道建設課 係長

- ① 令和 2 年から下水道建設課に配属となり、再び技術課長補佐と上司部下の関係となった。
- ② 下水道工事が想定通り進まず、休日・昼夜問わず、上司からの連絡対応や、大規模な予算管理、執行に関して苦痛とプレッシャーがあった。
- ③ 技術課長補佐から情報漏洩を持ち掛けられた際に、一時的に懸念を示したが、技術課長補佐とは以前の部署でも昼夜問わず仕事をしており、良き戦友という意識があったため、無下には断れなかった。
- ④ 技術課長補佐から本件の相談を受け、施工調整等を含めしっかりやってくれる遠藤興業にお願いすれば、スムーズな冠水対策工事につながると考えた。
- ⑤ 情報漏洩について、さらに上司に相談することは考えたが、当事者が話さ

なければ、バレないと思っていた。

- ⑥ 遠藤興業から見返りとしての金銭等の授受は無かった。
- ⑦ 現在の入札・契約制度について見直しすべき点があるかについては、特にないとの意見であった。

なお、事務執行において課内での情報共有を密にすることや、設計書等の保管のあり方について検討が必要との意見があった。

6 事務執行・入札制度に関する実態調査

本件に関する事務の実態調査、契約・入札制度の現状確認により検証を行うため、以下の調査、照会を行いました。

(1) 本件の事務に関する検証（資料2 参照）

今回の官製談合事件について、対象となった下水道工事の設計から入札までの事務の流れや、事件発生に関する動機、機会などを工事発注課である下水道建設課長に調査・検証を依頼し、事実関係の確認を行いました。

その結果、事務の流れは手続等に則り適正に実施されていたものの、漏洩に至る動機、機会などの検証では、職員の業務に対する不安や重圧を払しょくさせるためのコミュニケーションの構築のほか、コンプライアンスに関する研修や職場内の情報共有が必要との回答がありました。

さらに、利害関係者と接する場合の業務行動の把握、文書を編綴する際に保存年限のほか、情報管理ランクの記載を行うなどのセキュリティに対する意識化の対応が必要との回答がありました。

(2) 入札・契約事務に関する事務の検証（資料3 参照）

現在の入札・契約事務に関する事務処理上の課題や今回の事件に関する事務の流れを明確にするために、現行の契約事務フローチャートを基に、不正が行われる可能性が高い箇所や事務の流れに瑕疵があったのかを検証するため、市民生活部（1課）、各総合支所地域振興課（6課）、産業部（2課）、建設部（5課）を対象に調査・検証を行いました。

その結果、各課から入札・契約に関する事務の流れは、特に問題となる箇所は見つからないとの回答でした。

7 職員アンケート調査結果 概要（資料4 参照）

職員を対象に、職員のコンプライアンス意識や職場環境、業者からの不当な要求や働きかけなどの実態を把握し、再発防止策の策定や職員の意識向上に活か

すため実施しました。

(1) アンケート調査実施内容

- ①対象者：一般職員、再任用職員、任期付き職員、会計年度任用職員（保育士、幼稚園教諭、学校関係・医療関係の職員、出向職員、産休、育休、休職中の職員を除く）
- ②手法：無記名（匿名）調査（職員の任用形態、年齢層を記入）
- ③調査対象：令和6年7月を基準に概ね5年以内の状況や事例
- ④調査期間：令和6年7月5日から令和6年7月26日
- ⑤回答数等：575名（回答率46.1%）なお、自由記載欄に意見、感想、提案などがありました。

(2) アンケート調査結果の概要

- ①「問1 あなたは、日々の業務を執行するにあたって「コンプライアンス」を意識できていると思いますか」に対して、23名（約4%）が「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答している。
- ②「問6 あなたの職場では、ダブルチェックの実施や業務チェックリスト、マニュアルを活用するなど、ミスを防止する仕組みが整っていると思いますか」に対して、160名（約29%）が「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答している。
- ③「問11 あなたは、官製談合防止に関する法令や入札情報漏洩防止に関する研修を受けたことがありますか」に対して、417名（約76%）が「いいえ」と回答している。
- ④「問13 あなたは、業者から入札情報（予定価格、最低制限価格等）に関する問い合わせを受けたことがありますか」に対して、46名（約8%）が「はい」と回答している。
- ⑤「問14 あなたは、業者へ入札情報（予定価格、最低制限価格等）や推測できる情報を伝えたことがありますか」に対して、4名（約0.7%）が「はい」と回答している。
- ⑥「問15 あなたは、他の職員が業者へ入札情報（予定価格、最低制限価格等）や推測できる情報を伝えているのを見聞きしたことがありますか」に対して、11名（約2%）が「はい」と回答している。
- ⑦「問16 あなたは、石巻市が定めた入札・契約情報管理マニュアルの各情報に関するランクを知っていますか」に対して、421名（約78%）が「いいえ」と回答している。
- ⑧「問18 あなたは、業者との打合せを1人で行うことはありますか」に対して、169名（約31%）が「はい」と回答している。
- ⑨「問19 あなたは、業務で関わった業者と個人の携帯電話により連絡を取ることはありますか」に対して、91名（約17%）が「はい」と回答して

いる。

- ⑩ 「問 20 あなたは、職員の不祥事が発生する一番の要因は何だと思いますか」に対して、288名(45%)が「個人のモラルの欠如」と回答している。

8 再発防止に向けた課題の抽出

これまでに把握した情報等を踏まえ、再発防止対策検討委員会として、再発防止に向けた対策を検討するうえで、課題を以下のとおり抽出しました。

(1) 公判及び当事者職員への聞き取りにより判明した課題

- ① 事件の背景として、逮捕された職員のコンプライアンス意識の低さとともに職場内で違法行為を未然に防止する体制が確立していなかったため、全職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させる仕組みづくりとともに、組織としての取組みを継続的・定期的に行うことが必要である。
- ② 逮捕された職員は、いずれも入札の不調防止やスムーズな施工管理、調整のために価格の漏洩を行っていた。それが違法行為の免罪符とはならないことから、公共工事に関連する違法行為と罪を犯した場合の代償を職員に周知する取組みが必要である。
- ③ 逮捕された職員は、上司と部下の関係であり、部下へ情報漏洩を相談のうえ罪を犯した。他の職員へ相談・報告を行っていなかったことから、常に組織的な対応(上司や同僚への相談など)や内部通報制度の活用ができる体制づくりが必要である。
- ④ 逮捕された職員は、いずれも入札の不調による工事の遅れや期限内の予算執行を気にしていたもの。入札制度の検討と合わせて入札不調対策を講じる必要がある。
- ⑤ 当事者への聞き取りから、課内における情報共有や設計書等の保管のあり方について検討が必要との意見があつたことから、管理職が率先して風通しの良い職場づくりを行うほか、設計書等の保管に係るマニュアル作成などの対策を講じる必要がある。

(2) 職員アンケート調査結果及び事務執行調査により判明した課題

- ① 業者に対し、入札情報を教えたことがある職員や教えたことを見聞きしたことがある職員がいた。体制・制度を強化しても、情報を知り得るものがモラルを欠如していれば、今回のような事件は発生してしまうため、職員一人ひとりのモラル向上が必要なことから、コンプライアンス研修(モラル研修)を継続的に実施し定期的なフォローを含め体制を整備する必要がある。
- ② 事務処理マニュアルや業務手順書を入庁後に見たことが無い、業務フローが明確になっていないため、チェック体制が確立できないなどの意見が

あった。総務部長から全部署に対し、作成するよう周知してきたものの、作成されたマニュアル等が一部職員にとどまっていたケースもあったため、改めて作成の徹底と部署職員への周知を図る必要がある。

- ③ 入札・契約制度事務については、ある種、複雑なところがあり理解できていない職員が多くいることから、研修の実施や、随意契約を含む入札の種類ごとのフローチャート、Q&Aを作成し、周知する必要がある。
- ④ 入札情報を教えたことを見聞きしたことがある職員がいたが、内部通報を行っていなかった。「現制度では通報した個人が知られてしまう」「信頼できる先輩職員だったため」などの理由があげられており、制度の周知と合わせて、匿名での通報を可能にするなど制度の改正が必要である。

以上、(1)、(2)に掲げた課題を踏まえ、次のとおり再発防止に向けた対策を実施します。

9 再発防止対策の取り組み

(1) 職員のコンプライアンス意識

①コンプライアンス研修の実施

石巻市では、公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するため「信頼される市政のためのコンプライアンス条例」(資料5)を制定し、実施してまいりましたが、今回の事件やアンケート調査の結果、職員として遵守すべき法律や服務規程など、改めて確認する必要性を感じた。

そのため、継続的に研修会を実施し職員全体の意識の向上を図るとともに、業務における情報管理の遵守事項など定期的なフォローアップを実施する。

②官製談合防止に関する研修の実施

今回の事件では、入札の不調防止やスムーズな施工管理、調整のために価格の漏洩を行っていたことが当事者からの聞き取り結果から確認することができた。

しかし、仮にそうであったとしても違法行為の免罪符とはならず、公共工事に関する違法行為と罪を犯した場合の分限懲戒処分等を周知・理解する必要があることから、工事関連職員・契約事務担当職員に向けた研修会を実施する。

③石巻市職員倫理規程の周知

「石巻市職員倫理規程」(資料6)を全職員に改めて周知徹底することで、市民から信頼される職員となるよう規範遵守の意識を高めるとともに、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する。

（2）公益通報制度

①公益通報制度の周知・活用・運用

今回の事件やアンケート調査結果から公益通報制度（内部通報制度）が全く活用されていなかった。

違法行為が行われる、又は行われようとしているときに、見聞きした職員が匿名での通報や外部受付窓口への通報など、通報しやすい環境を提供できるよう現行制度の全面的な見直しを行い、全職員への周知を図る。

（3）入札・契約制度の適正化・透明化

①入札・契約制度に関する研修の実施

現在の入札・契約制度は、当事者からの聞き取り結果や事業課へのアンケート結果から特に問題はないとの回答を得ている。

一方で、アンケート調査結果においては入札契約制度の通知、要綱等への理解がされないまま業務を進めている状況も確認できたことから、十分な知識が無いまま業務を行う事で、不適切な事務処理を行ってしまうリスクも存在するため、入札制度に関する研修会の実施をすることで、理解を進め適切な事務処理を図る。

②予定価格の事前公表

国や自治体が工事の設計金額の積算に用いる積算標準単価や積算方法は公表されており、また、最低制限価格の算出方法も、本市をはじめとする多くの自治体等で中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）モデルを参考に設定して公表しており、積算システムの導入等により、積算能力が高い業者であれば、予定価格や最低制限価格を高い精度で算出することが可能な状況であるが、入札に係るこれらの秘匿情報を不正に入手しようとする働きかけによる官製談合事件は、他の自治体等でも発生している。

国では、適正価格での発注による工事の品質確保のため、事前公表の見直しについて、指導を強化しているが、事前公表が予定価格等の漏洩を防ぐ有効な手段の一つとして考えられ、他の自治体においても採用されている。

そのため予定価格の公表は、今回の事件の動機の一つでもある「入札不調」になりにくい効果もあることから1,000万円以上の建設工事等を対象に暫定的に予定価格の事前公表を実施する。但し、見直しについては定期的に検討することとする。

③総合評価落札方式の拡大

総合評価落札方式は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた業者を決定することができる入札手法である。本市では予定価格が7,500万円以上の工事で一定の条件を満たす案件を対象として実施している。

また、総合評価落札方式による最低価格は調査基準価格となることで数値的判断基準を下回らない限り、競争入札でいう最低制限価格を下回った

場合でも価格点として算定されるため、競争性の確保が図られる。

このようなことから、予定価格を5,000万円以上の工事に拡充することで、今まで以上に業者の価格と技術力が評価される工事が期待でき、予定価格等を不正に入手する行為の抑止効果が期待できる。

また、現在実施している特別簡易型の総合評価方式の入札は、市町村での導入促進を目的に創設されたものではあるが、今回の事件を受け他自治体の状況を調査しながら、簡易型の採用についても検討していく。

※特別簡易型は企業の施工実績や工事成績、地元貢献などを点数化して評価し落札者を決定するのですが、簡易型はこれに業者から施工計画などの提案を評価に加えて落札者を決定する方式です。

④入札監視委員会の設置

今回の事件及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図り、入札・契約内容の監視体制強化を目的に、外部有識者による入札監視委員会を設置する。

（4）職場環境の改善

①職場環境の改善

事件の経緯にもあった「上司と部下の関係」については、相談しにくい、意見しにくいという状況があったことから、「風通しの良い職場環境づくり」のために、職員同士が信頼関係を持ち、「報告・連絡・相談」による職場内の連携強化、活発なコミュニケーションによる業務効率アップやお互いに支えあえる職場環境を進めるために、全職員が意識して取り組めるよう、人事評価面談時やOJT、研修などの機会を捉え、周知と理解浸透を図る。

②事務の効率化と業務改善

庁内の事務事業について、事務処理マニュアルや業務手順書、業務フロー図の作成が一部の部署において行われていなかった。

これまで全部署に対し、作成するよう周知を行ってきたが、不適切な事務処理を未然に防止するためにも効率的な事務処理マニュアルなどの整備が重要であることから、作成について改めて全部署に周知し、作成後の事務検証についても実施する。

- 1) 設計書等の保管に関する共通のマニュアルに基づき、常に所属長が管理する体制を構築する。
- 2) 業者との打ち合わせは担当者1人で対応しないことや、人目につきにくい場所では行わないなど、打ち合わせ環境の明確化を図る。
- 3) 建設工事等への週休二日制の導入など、工期の適正な管理がこれまで以上に必要となることから、適切な予算計上時期と発注時期を設定する。

10 外部有識者意見聴取結果

令和6年11月15日に開催された第4回石巻市官製談合再発防止対策検討委員会に3名の外部有識者の方に出席いただき、意見聴取しました。

外部有識者から、今回取りまとめた「再発防止対策報告書（案）」に対して、研修後の対応や職場環境、入札制度などについて意見がありましたが、「再発防止対策報告書（案）」については特に修正の必要はないとの意見がありました。

なお、外部有識者からの意見は次のとおりです。

- (1) 各研修の実施は必要な事項であり、研修制度は非常に有効に役立つ内容である。ただし、研修を実施していく上で、研修内容を多忙な職員がその業務をする中で、効率的に浸透させていく方法など内容を検討し、実施していただきたい。
- (2) 公益通報制度について、匿名での通報や外部通報機関の設置により、職員や外部の方が通報しやすい制度へ改正されることは理解できる。ただし、他機関において、外部通報機関への通報内容の7～8割が無益情報となる誹謗中傷の類であるとの報告もあることから、有益情報と無益情報の取り扱いについてしっかりと検討し、運用していただきたい。
- (3) 職場環境については、多忙な業務の中で、既に作成されているマニュアル等の存在が共有されていない等の状態も懸念されるため、各業務に関するマニュアル等の整備などについては、DX化やデータベース化を進めていただき、業務の効率性と実行性を高めていただきたい。
- (4) 「風通しの良い職場環境」について、基本的に、業務は個人で解決する内容で無い事から、課内で効率よく業務を進めて行けるよう他の事例等を参考にしながら進めていただきたい。
- (5) 総合評価落札方式の拡大については、施工提案などその内容評価について、職員の技術的な所見や知見が必要となることから、職員の育成についても併せて取り組んでいただきたい。

11 再発防止対策の確実な実行と効果検証

再発防止対策の実施にあたって、職員一人ひとりが石巻市職員としての自覚のもと、一過性のものとせず、継続的に実施していくことが重要である。

二度と不祥事を起こさないために、それぞれの再発防止対策が確実に実施されていることを定期的に点検・検証するとともに、一定期間経過後はコンプライアンス関連の職員アンケート調査や意識調査を行うなど、再発防止に取り組んでいく。

石巻市官製談合再発防止対策検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 この要綱は、職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）に違反した容疑で逮捕された事件（以下「官製談合事件」という。）を受け、その発生に至った行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を行うため、石巻市官製談合再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 官製談合事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証
- (2) 前号の検証に基づく課題の抽出と再発防止の検討
- (3) その他再発防止策の策定に必要な事項の調査及び研究

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は総務部長をもって充て、副委員長は復興企画部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、総務部次長及び工事検査課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員及び有識者の出席を求めて説明又は意見を聞き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は策定した再発防止策等について、第三者及び関係機関に意見を求めることができる。

(報告)

第6条 委員会は第2条に規定する事務を完了したときは、市長にその結果を報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 委員会の会議に付議すべき事項をあらかじめ調査及び検討し、委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事会の副幹事長は、復興企画部次長及び建設部次長をもって充てる。

- 5 幹事会の幹事は、総務部総務課長、同部総務課法制企画官、同部人事課長、同部財政課長、同部管財課長、復興企画部復興推進課長、産業部水産課長、同部農林課長、建設部都市計画課長、同部道路課長、同部建築課長、同部下水道管理課長、同部下水道建設課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会学校管理課長をもって充てる。
- 6 前項に規定する者のほか、必要に応じて総合支所に所属する職員の中から総合支所長が指名した者をもって幹事に充てることができる。
- 7 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月22日から施行する。

現状検証：今回の官製談合事件に係る入札執行までのフローチャート

担当課での設計業務（役職：主任技師）

積算システムは職員個人毎に ID・パスワード設定

（全て閲覧可能な ID 等は各課で設定されている状況：補佐・係員など）



設計図書のチェック 1 次

（役職：係員（主体：照査者））

設計図書のチェック 2 次

（役職：係長）



担当部・課内稟議

決裁ルート（設計者→係員→係長→技術課長補佐、課長補佐→所管課長→建設部次長→建設部長→副市長）

（担当課決裁完了後の保管場所：決裁中はキャビネット、決裁後は管財課へ）



管財課の合議



競争入札審査委員会（R 5. 1. 23）

一般競争入札公告（R 5. 1. 27）



管財課長

予定価格・最低制限価格の決定

（予定価格と最低制限価格の決定後、封印しキャビネットへ保管：施錠）



職員が現場事務所に出向き、設計書を渡す（R 5. 2. 1）

設計書の再出力は何時か？

令和 年 月 日 時頃

当事者にしか
分からぬいた
め不詳。

↓

入札執行

R 5. 2. 15

動機

工事を円滑に進めたかった
この要因は？

①

②

●事件検証のためのマトリクス

次の表は、本事件を動機、機会、正当化の視点から検証し、再発防止策について検討を行うため、作成したもの。

		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
動機 ※注 1	1	・職員による業者への設計額の漏洩		・職員の業務における不安や重圧となる要素を払拭する手段として、コンプライアンスに関する研修や職場内の情報共有とコミュニケーションの構築。
動機	2	・職員において現受託業者と引き続き、仕事を共にしたいという願望が生じた点（業者との馴れ合い） ・現受託業者への信頼、他業者が受託することで工事が滞るかもしれないという不安	該当する工事の施工伺い起案日が令和5年1月13日。 この頃の組織の現状について、当時の配置職員のほぼ全員が異動や退職をされているため不詳。	・職員のメンタルに關し必要に応じた職業医などへの相談体制の構築。
動機	3	・職員において工期まで順調に工事が完了できるかという不安 ・工期内に工事を円滑に進めたいと思っていた可能性		・利害関係者と接する業務では必要最小限の接触及び都度の業務報告書（5W1Hの報告書テンプレート化及び習慣化）などのルール化により職員間の業務行動把握と共有を図る。
動機	4	・議員などからの排水問題に関する一般質問や指摘などへの対応に苦慮していた可能性		
動機	5			

		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
機会 ※注2	1	・個人所有の携帯電話を使用した可能性がある点		
機会	2	・担当職員に設計図書を印刷させ、現場事務所で業者に渡した点	該当する工事の施工伺い起案日が令和5年1月13日。 この頃の組織の現状について、当時の配置職員のほぼ全員が異動や退職をされているため不詳。	・職員の業務における不安や重圧となる要素を払拭する手段として、コンプライアンスに関する研修や職場内の情報共有とコミュニケーションの構築。
機会	3	・一職員が複数年にわたり同課において同業務を行っていた点		・利害関係者と接する業務では必要最小限の接触及び都度の業務報告書（5W1Hの報告書テンプレート化及び習慣化）などのルール化により職員間の業務行動把握と共有を図る。
機会	4	・業務の打合せを業者の現場事務所で行っていた点	【参考】想像の域を超えませんが、1と4について、職務用での連絡手段として職場の固定電話となるが、複数の現場の監督業務や通報等による現場確認などを踏まえると、自己の携帯電話を使わざるを得ない状況や業務の効率性を鑑みて現場事務所での書類確認（段階確認に伴うもの）などが考えられる。	・保存文書に情報管理ランクなどを保存年限と同様に明示することや、データ保存方法をセキュリティランク別保存にする見える化など、情報セキュリティの意識化を図る。
機会	5			・入札情報などの情報管理では、ランク情報を判別・判断し易いマニュアルの整理などにより意識化を図る。

		今回の不正事案	組織の現状	再発防止策
正当化 ※注 3	1	・職員は設計額の漏洩について工事を円滑に進めていく上では、問題のないことであると正当化していた可能性がある点	該当する工事の施工問い合わせ起案日が令和5年1月13日。 この頃の組織の現状について、当時の配置職員のほぼ全員が異動や退職をされているため不詳。	・利害関係者と接する業務では必要最小限の接触及び都度の業務報告書（5W1Hの報告書テンプレート化及び習慣化）などのルール化により職員間の業務行動把握と共有を図る。
正当化	2	・数年前から複数回に渡って行っているから、今回も気づかれないと思っていた可能性がある点		・保存文書に情報管理ランクなどを保存年限と同様に明示することや、データ保存方法をセキュリティランク別保存にする見える化など、情報セキュリティの意識化を図る。
正当化	3			・入札情報などの情報管理では、ランク情報を判別・判断し易いマニュアルの整理などにより意識化を図る。

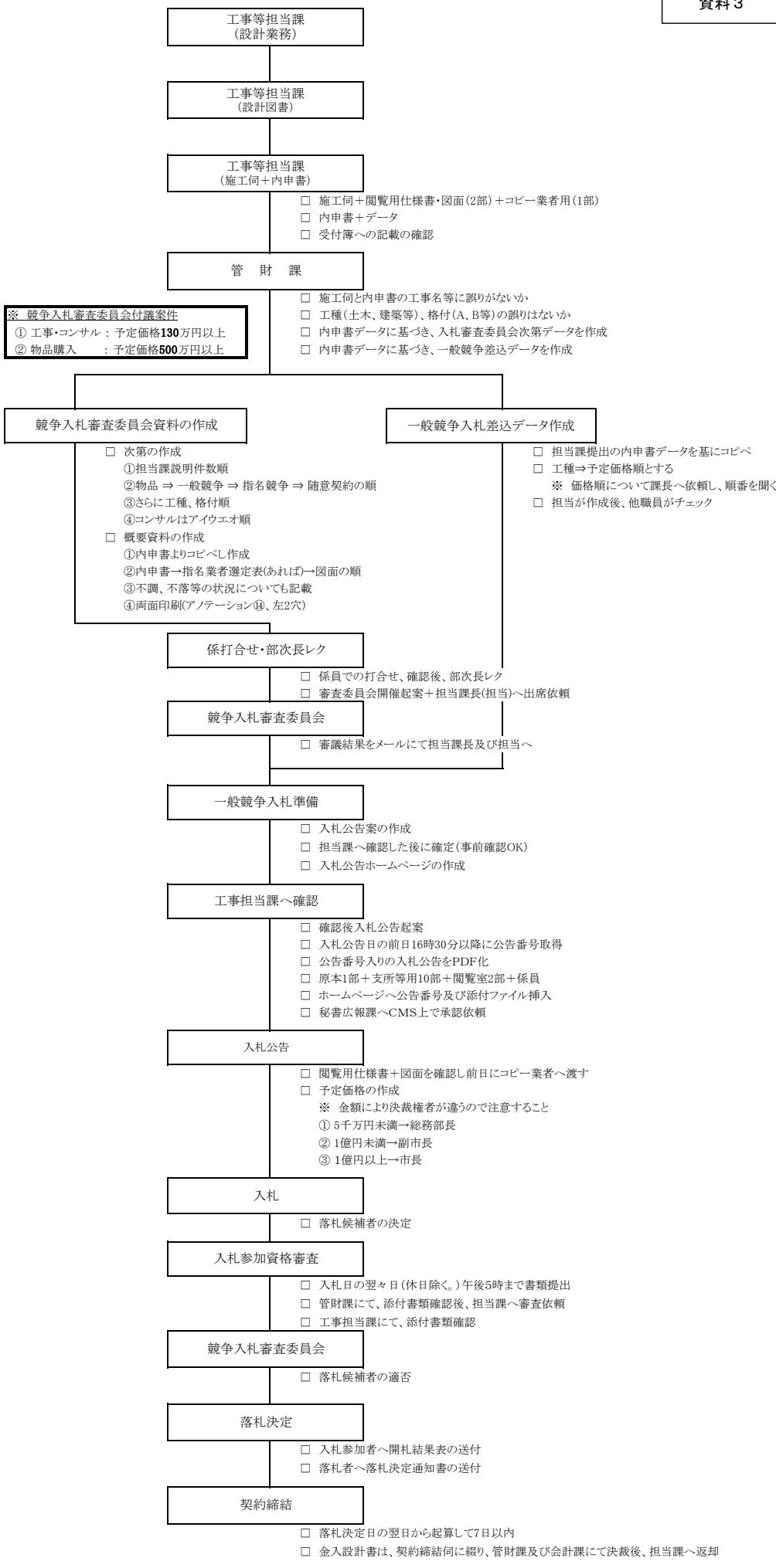
※注 1 動機…不正行為を実行することを欲する主観的事情（自分の望みを叶えたり、悩みを解決したりするには、不正行為をするしかないという考えに至った心情）

※注 2 機会…不正行為の実行を可能ないし容易にする客観的事情（不正行為を起こせる立場にあると認識をした上で、それを実行できる能力や職場環境があること）

※注 3 正当化…不正行為の実行を積極的に是認しようとする主観的事情（自分に都合の良い理由をこじつけて、不正行為をすることに対して「犯罪ではない=仕方ない」と思うこと）

一般競争入札にかかる管財課事務フローチャート

資料3



職員アンケート調査結果について

1 調査概要

目的	官製談合防止法等に違反した職員の逮捕・起訴を受け、事件発生に至る実態把握と原因究明、事件の再発防止策の策定に活かすために、入札・契約に関する事項に限らず法令や守るべきルール、危機管理意識等について職員へアンケート調査を実施した。
手法	<p>(1) 調査対象者</p> <p>一般職員、再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員（ただし、保育士、幼稚園教諭、学校関係・医療関係の職員、外部派遣の出向職員、産休、育休、休職中の職員を除く。）</p> <p>1, 247人</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>無記名アンケート方式</p> <p>(3) 調査期間</p> <p>令和6年7月5日～7月26日</p>
回収結果	回答総数 575人 回答率46.1%
分析方法	職員の属性による実態と傾向を正確に把握するため、各質問の回答結果に対し、属性（任用形態・年齢）でクロス集計を行った。

2 対象者及び回答者

現在の任用形態について

選択肢	回答者数	回答者数の割合
正規職員・再任用職員	462人	80.3%
任期付職員	8人	1.4%
会計年度任用職員	78人	13.6%
未回答	27人	4.7%
合計	575人	100%

年齢について

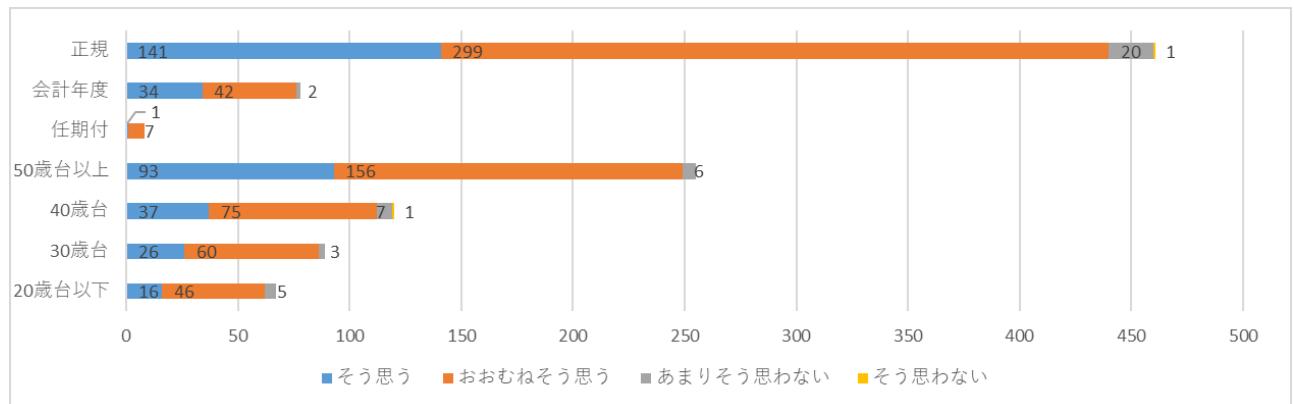
選択肢	回答者数	回答者数の割合
20歳台以下	67人	11.7%
30歳台	89人	15.5%
40歳台	120人	20.8%
50歳台以上	256人	44.5%
未回答	43人	7.5%
合計	575人	100%

※回答結果について複数回答や無回答があるため、数字が合わない場合がある。

3 回答結果

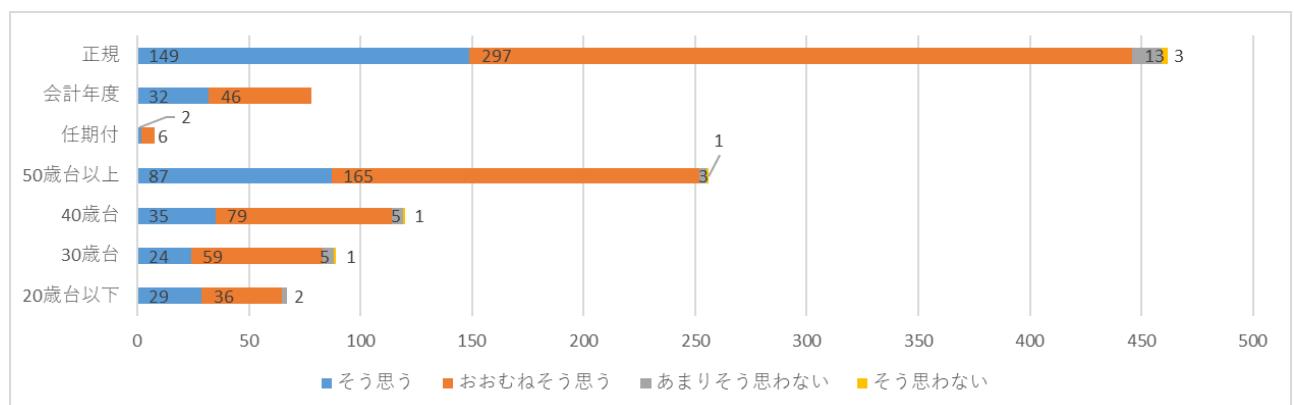
意識調査

問1 あなたは、日々の業務を執行するにあたって、「コンプライアンス」を意識できていると思いますか



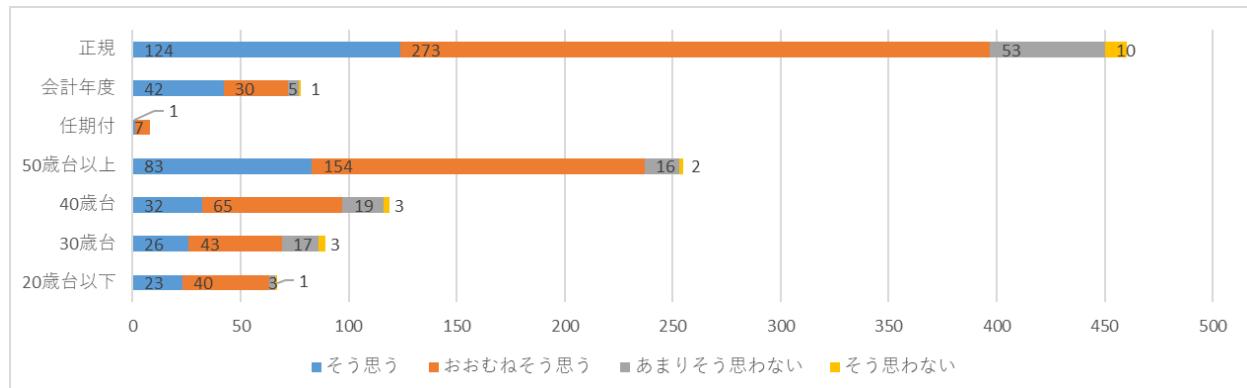
○任用、年齢に係わらず意識できているという回答が多い一方、あまりそう思わないの回答も若干数見受けられる。

問2 あなたは、誰に対しても、公平・公正を意識して職務を執行することができていると思いますか



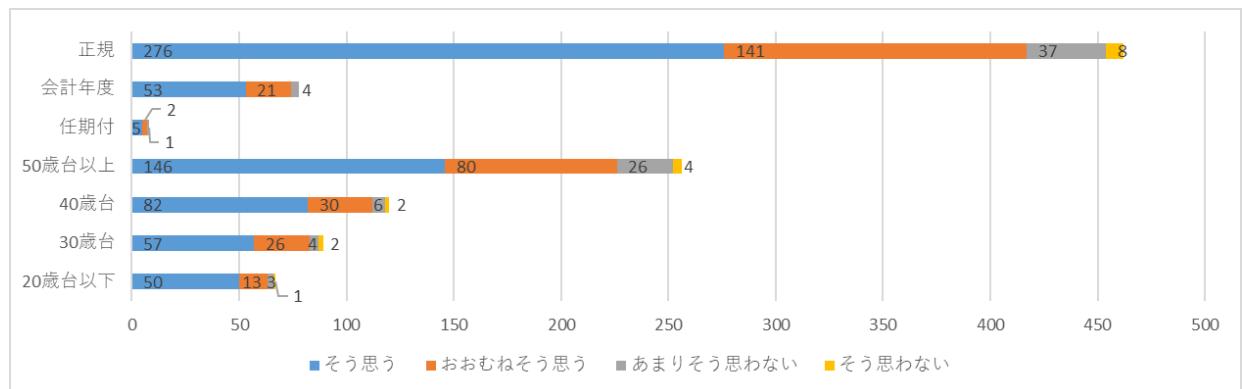
○任用、年齢に係わらず意識できているという回答が多い。

問3 あなたの職場では、公文書や個人に関する重要な情報などについて適正に管理されていると思いますか



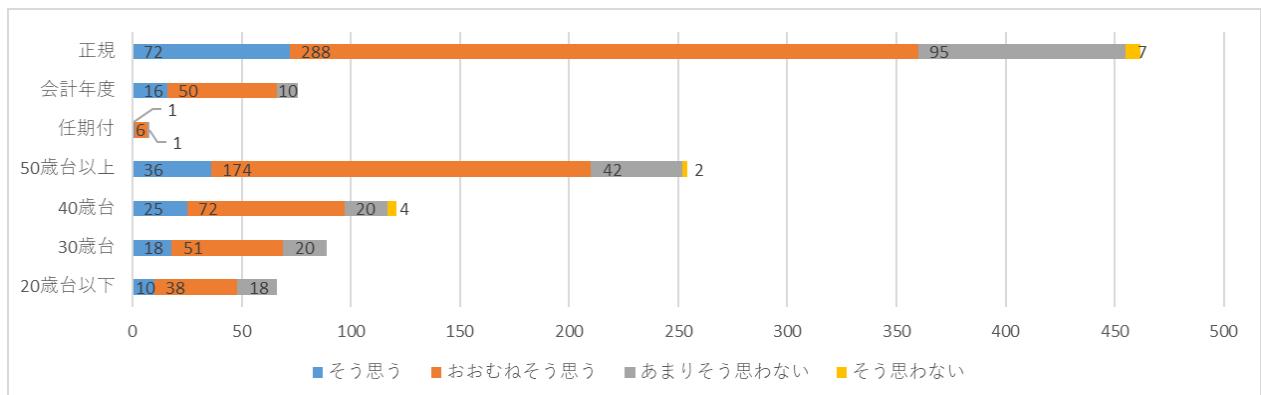
○適正に管理できていると回答しているがあまりそう思わないが回答の1割程度を占めている。

問4 あなたは、仕事を自宅に持ち帰って作業をすることは情報の漏洩に繋がると思いますか



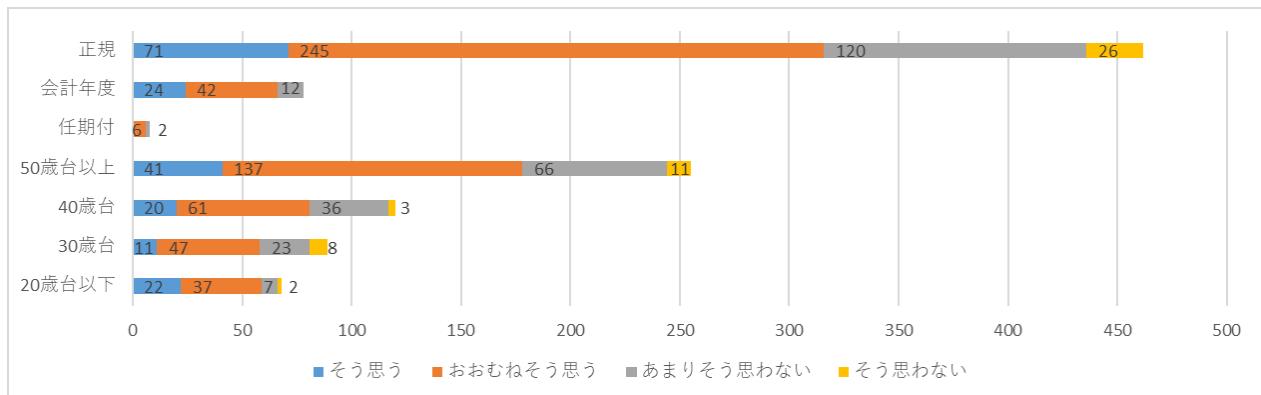
○一定数あまりそう思わないという回答があり再発防止のためには、全員が正しく認識する必要がある。

問5 あなたは、漫然と前例を踏襲せず、法令等の根拠を確認して仕事をすることができ
ていると思いますか



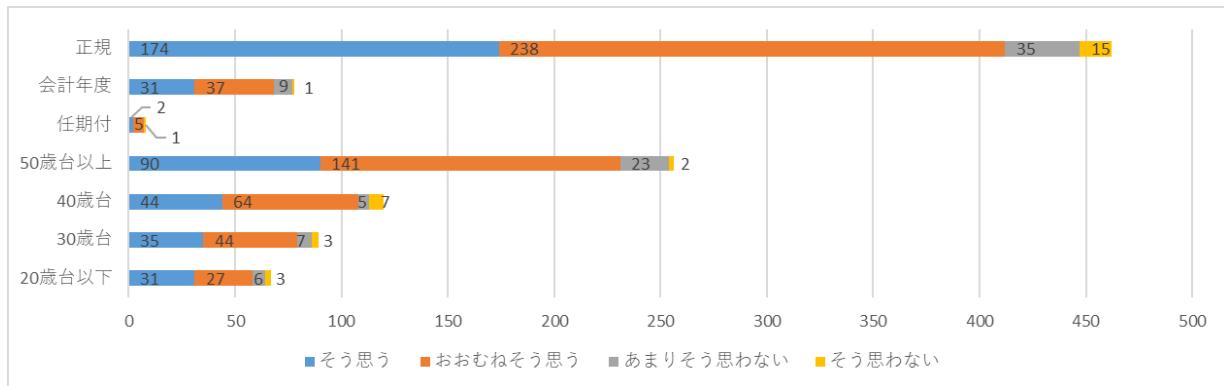
○法令等の根拠を充分に確認できているとの回答が多いものの、そうでないものも一定数見受けられる。

問6 あなたの職場では、ダブルチェックの実施や業務チェックリスト、マニュアルを活用するなど、ミスを防止する仕組みが整っていると思いますか



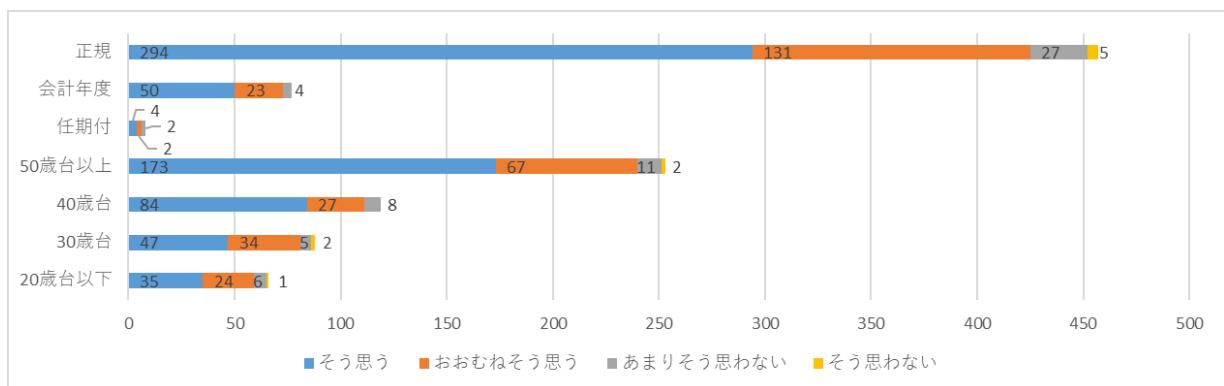
○ダブルチェックやマニュアル活用等ミス防止の仕組みが整っていないと思う意見があり、令和3年7月12日付総務部長より業務手順及び事務ミス防止マニュアルの整備について通知しているが、この通知があることの理解が進んでいない。

問7 あなたの職場は、職員同士が気軽に相談したり、意見を言い合えたりする環境だと
思いますか



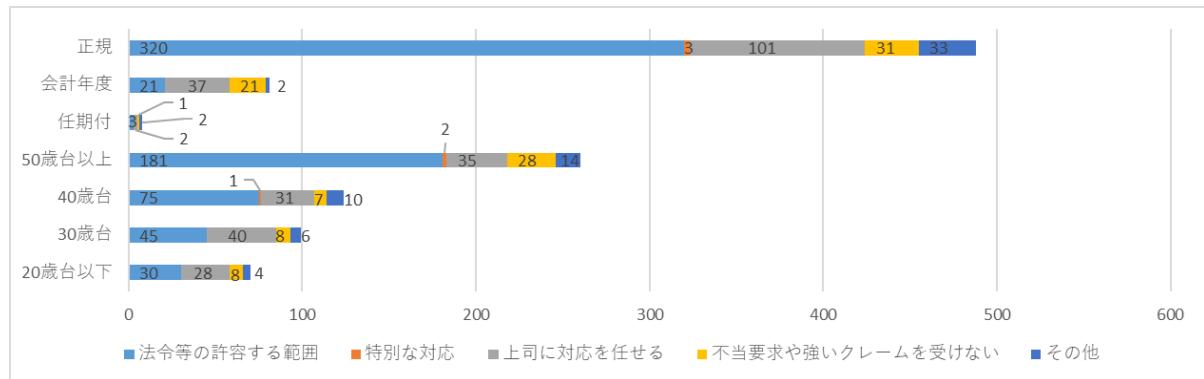
○大多数が意見を言い合える環境にあると答えている。

問8 あなたは、業者から、会食等の誘い（謝礼）を受けることが不正、もしくは不正に
繋がる恐れのある行為であると思いますか



○ほとんどの職員は正しく理解できているものの、再発防止のためには、全員が正しく認
識する必要がある。

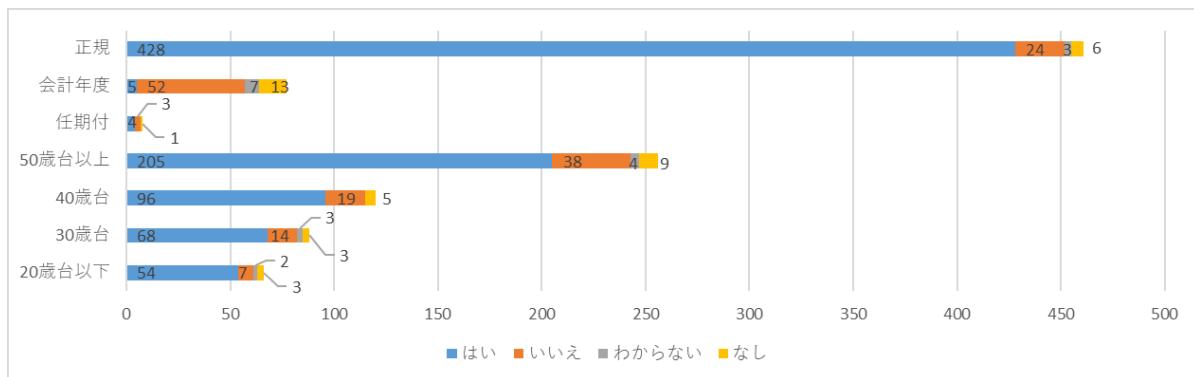
問9 あなたは、職場で外部からの不当な要求や強いクレームを受けた場合、どのように行動すると思いますか？



○法令等の許容する範囲の対応や上司に対応を任せるが大半であるが、特別な対応をすると答えた職員もいることから、意識の醸成を図る必要がある。

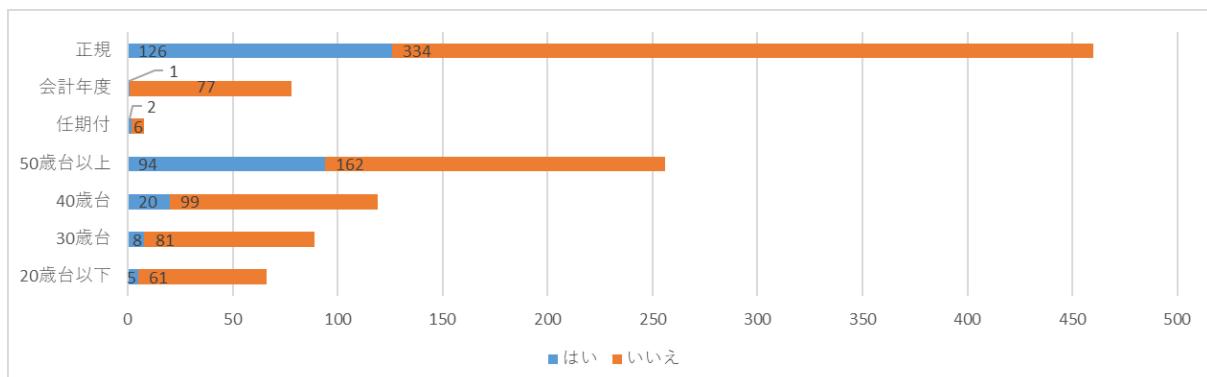
実態調査

問10 あなたは、契約業務（決裁等意思決定含む）に携わったことがありますか



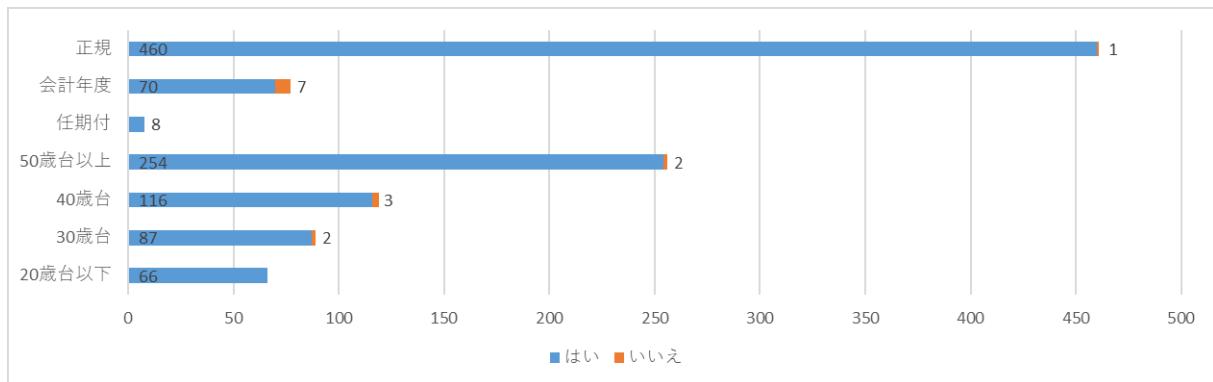
○ほとんどの正規職員は契約業務に携わったことがある。

問11 あなたは、官製談合防止に関する法令や入札情報漏洩防止に関する研修を受けたことがありますか



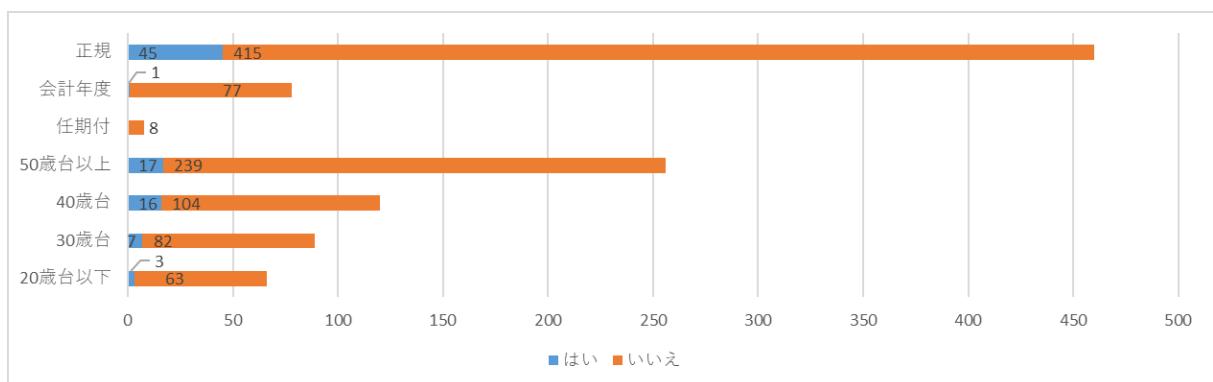
○契約業務に携わったことのある職員が大多数を占めるものの、官製談合防止などに関する研修の受講者が、限定的で、かつ、若年層において顕著であることから、今後は、職責や年齢に関係なく研修などを行う必要がある。

問12 あなたは、事前に公表しない予定価格、最低制限価格その他入札内容を入札前に外部へ漏らすことが法令違反や懲戒処分の対象となることを知っていますか



○ほとんどの職員に（違反の）認識がある。

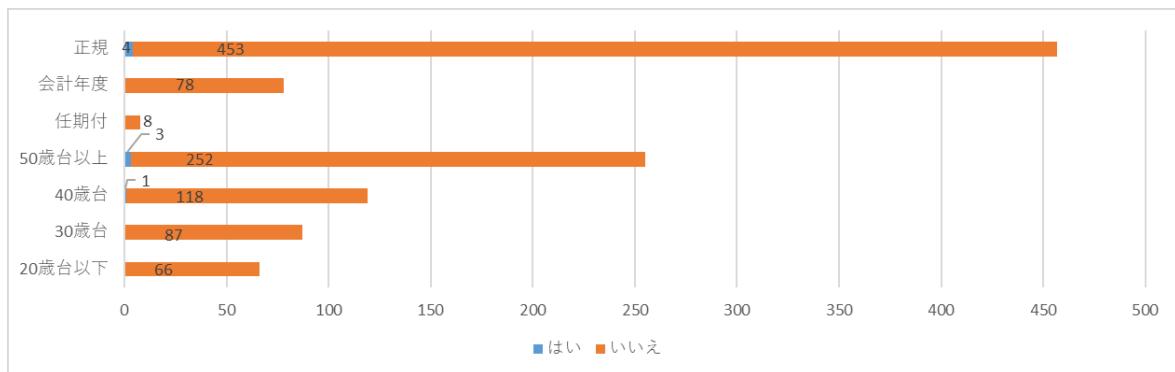
問13 あなたは、業者から入札情報（予定価格、最低制限価格等）に関する問い合わせを受けたことがありますか



○一定数問い合わせを受けた職員がおり、傾向として年齢が高い職員に多く見られる。

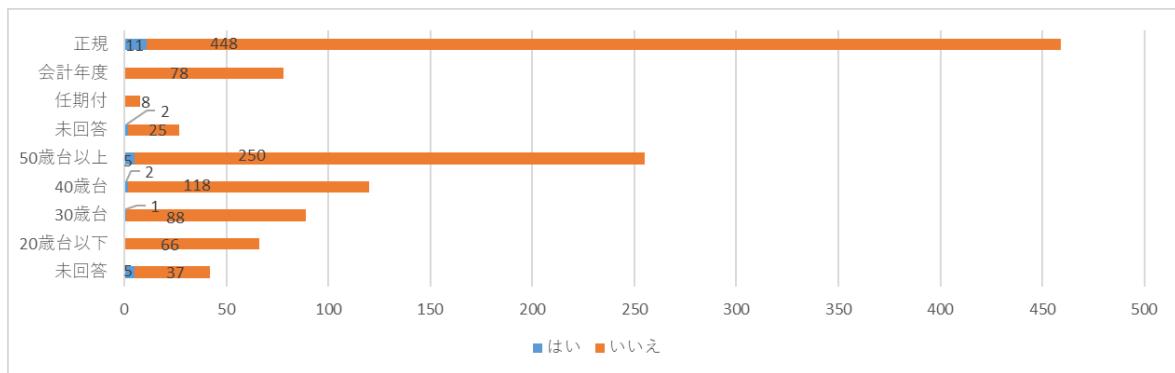
問い合わせ等があった場合は、記録に残すような取組を行うほか、状況に応じて警察への相談を行うなどの仕組みの構築が必要である。

問14 あなたは、業者へ入札情報（予定価格、最低制限価格等）や推測できる情報を伝えたことがありますか



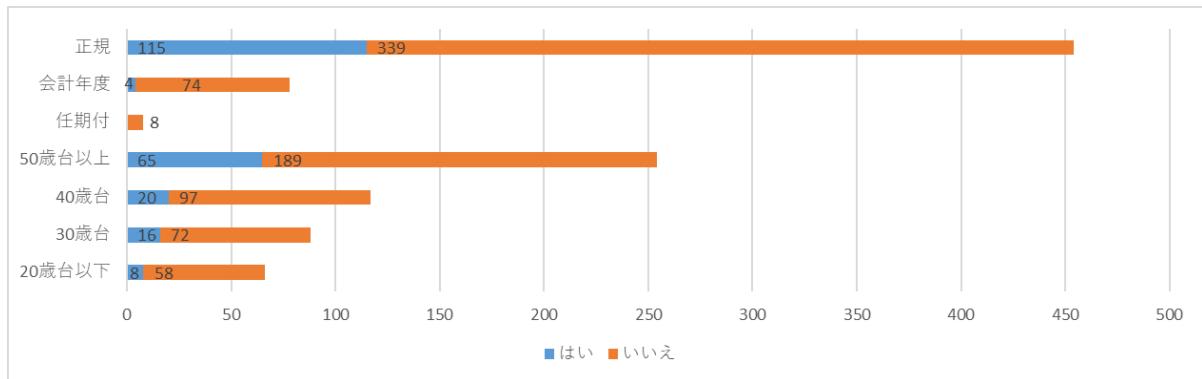
○業者へ入札情報や推測できる情報を伝えた職員がいたが、どのような状況でも情報を伝えることは違法であるとの意識を改めて確認する必要がある。

問15 あなたは、他の職員が業者へ入札情報（予定価格、最低制限価格等）や推測できる情報を伝えているのを見聞きしたことがありますか



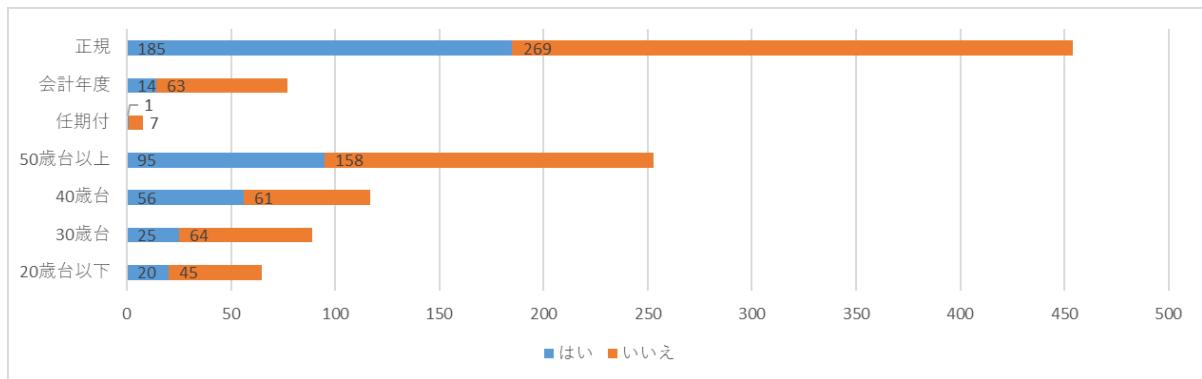
○見聞きした職員がいるものの公益通報制度を行うには至っていない。理由として、「通報した者が知られてしまう」、「信頼できる先輩職員だったため」等があげられた。

問16 あなたは、石巻市が定めた入札・契約情報管理マニュアルの各情報に関するランクを知っていますか



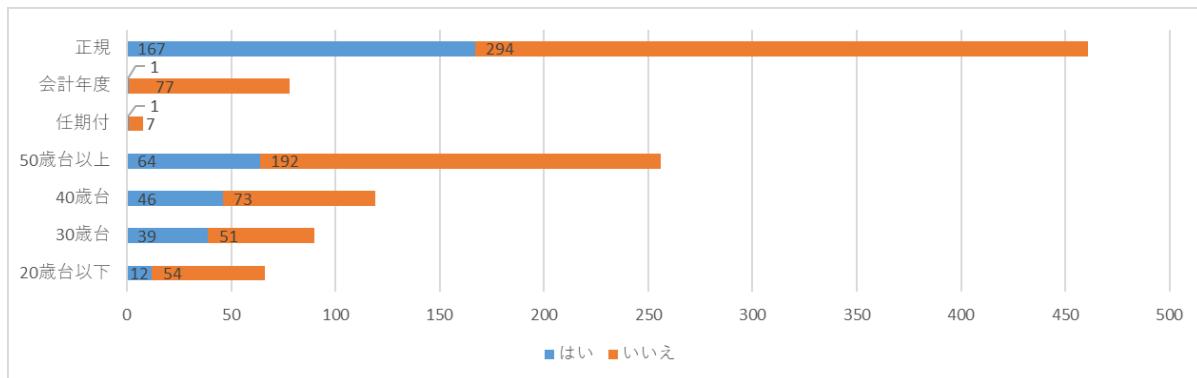
○入札や工事発注などは一部職員に限られるため、管財課長通知と同様、契約事務を行う上での必須事項などを周知する必要がある。

問17 あなたは、石巻市が定めた情報セキュリティポリシーの遵守事項を知っていますか



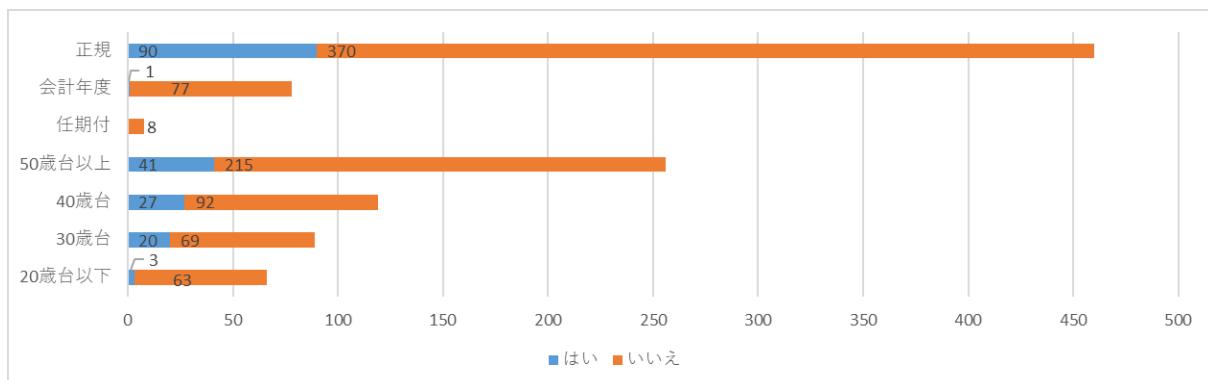
○任用、年齢に関係なく知らないが多く、周知する必要がある。

問18 あなたは、業者との打合せを1人で行うことはありますか



○正規職員、年齢が上になるにつれ、1人で行う可能性は増えている。軽微な打合せから人員的に仕方なく行っているなど。

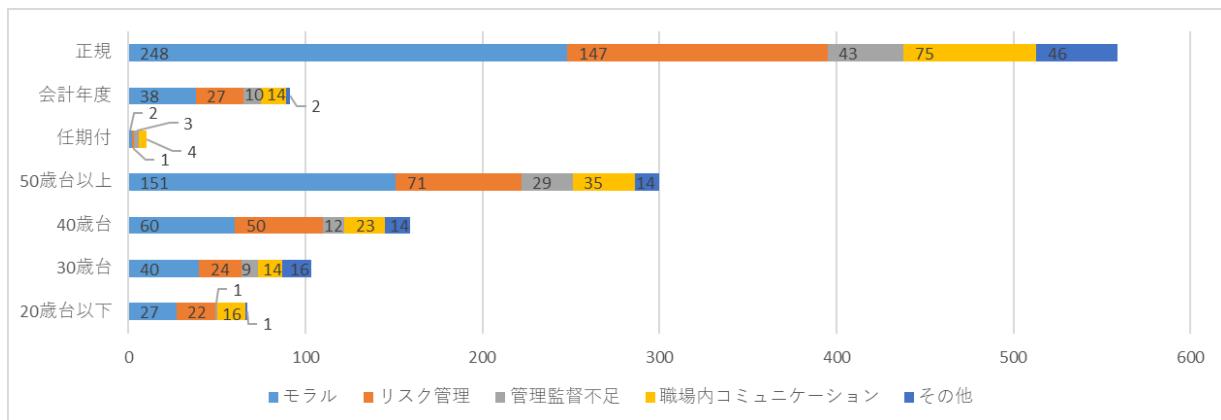
問19 あなたは、業務で関わった業者と個人の携帯電話により通話やLINE等で連絡を取ることはありますか



○業務用携帯を支給していないため時間外や休日等、連絡を取らなければならず、仕方なく個人携帯を使用している。

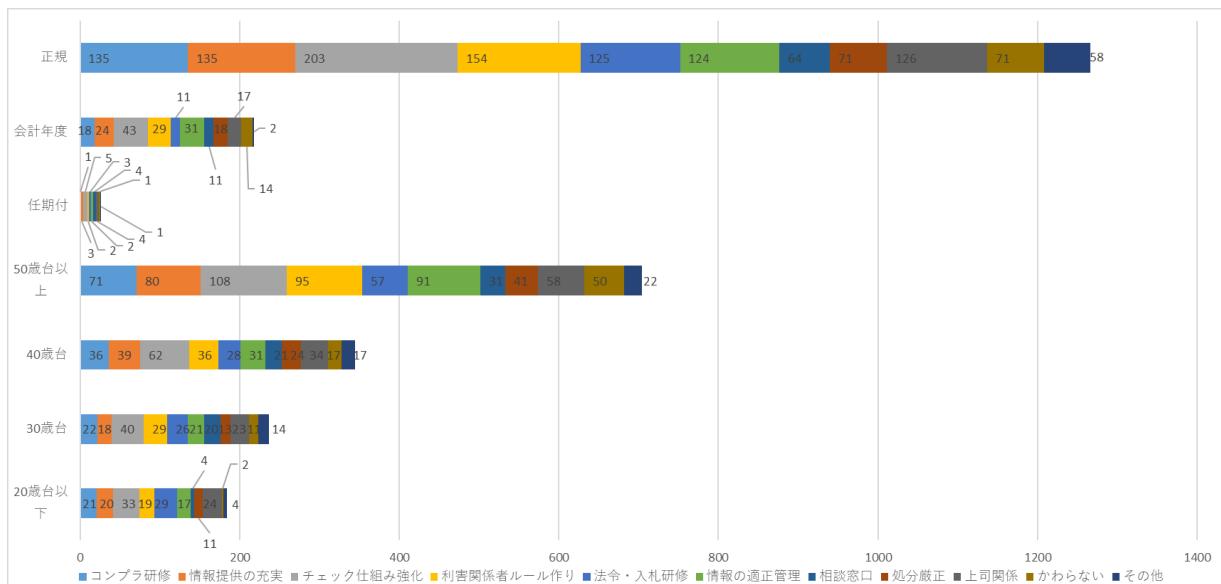
再発防止に向けて

問20 あなたは、職員の不祥事が発生する一番の要因は何だと思いますか



○個人モラルの欠如が最も多く、次いでリスク管理体制の不備となった。

問21 あなたは、職員の不祥事を発生させないようにするには、何が有効だと考えますか（有効だと考えられる項目を3つ選んでください）



○任用、年齢によって不祥事を発生させないように有効と考える方法がバラバラである
もののチェック体制を強化するなどの仕組みづくりを有効と考え、次に利害関係者と接
する際のルールづくり、若年層は業務の事務処理や入札制度に関する研修が有効と考え
ている。

自由記載欄

自由記載欄（設問22）の主な内容は以下のとおり。

◆事件に関する意見や感想

- 今回の逮捕事件を忘れないことが再発防止につながると思います。
- 今回の問題である設計金額については、管理を徹底したとしても必ず誰かは目にするものであるため、個々が事の重大性に気付かないと、また、官製談合が繰り返されると思う。9割強の人は、ダメなことと分かっていると思うので、入札制度云々ではないと思います。
- 市議会議員からのコンプライアンスを逸脱した要望が多々あり、その対応で本来の業務が遅れる。また、本来業者で対応すべき内容についてまで職員で対応すべき等と話す議員もいると聞いている。このような議員に対しての不要な対応によって職員に負担がかかることも不祥事、事務処理の誤りを誘発する原因の一つではないかと考える。市議会議員は一般質問や要望において、市民からの意見をそのまま職員に伝えるのではなく、少し調べてから質問をしていただきたい。また、市長や市議会議員からの要望という理由だけで今行っている業務を後回しにして、要望された内容を最優先に行うという上層部の考え方も問題である。市長であっても、市議会議員からの要望であっても、内容を確認して現在行っている業務よりも優先度が低ければ、後回しにするべきである。また、議員もそれに対して苦情や頻繁に確認することは控えていただきたい。一般質問で市の管理物以外について、施設（ポール等）を市で整備しなければならないといった質問等、的外れな答弁のために回答する内容を作成することは不要な時間である。（答弁そのものも不要なやりとりである。）一般質問で入札ではなく随意契約をすればよかったではないかという答弁があったが、入札の意義を蔑ろにする的外れな発言は控えるべきだと考える。そもそも随意契約によることができる場合の条件を把握していないのか。把握していればそのような発言はしないと思うが、もし把握した上で発言であるならば、コンプライアンスを守る気がないと考えざるを得ない。無秩序に随意契約を行えば、違法献金や裏金といった問題に発展するということがわからないのかと。これらのことから、市議会議員もコンプライアンスの遵守を徹底すべきだと考える。
- 今回の事件で、上層部の関与やパワハラはなかったのか確認すべきではないか。
- 被告人の2人から事情聴取をして、今後の対策に生かさなくてはならない。
- テレビ、新聞等で報道されているように、今回、談合を行った原因が、金銭の授受等で個人的に利益を得るよりも、「安心して確実に依頼でき、確実に納期守ってくれる業者に依頼するため」であったならば、気持ちはすごく理解でき、同じ理由で他の職員も行ってしまう可能性があると思いました。談合することは、ダメなことであることはもちろんわかっていますが、「業務を確実に遂行するため」に談合を行ったのであれば、そのような心理に追い込まれた、根本的な原因から再発防止策を考えてほしいと思っています。

- 官製談合防止法違反などの事件について入札不調を避けるため、また、利益供与はなかったとはいえ入札の妨害は犯罪行為であることから厳正な処分は当然であると思います。しかしながら、自身の利益の為でなく必要な業務を滞りなく進めることを考え悩んだ結果、誤った判断に至ったことであると思いますので、その部分を考慮した処分の検討をお願いします。
- 上司からの無言の圧力（期限は守れるんだよな、予算内に収まるんだよな）を多々感じたことがあるが、そういうことの積み重ねが今回の不祥事の要因だと考えている。

◆職員の意識について

- 何が正しいかは、常識があればわかることだと思います。
- 公務員は、守秘義務が課されていることを改めて認識する必要がある。
- 体制・制度等をどれだけ強化・整備しても、情報を知り得るものモラルが欠如していれば官製談合・情報漏洩は発生してしまうと考えます。やはり、一番重要なのは職員のモラルの向上であると考えます。
- 入庁して十数年、業務の負担に対し、職員（部下）の負担や能力頼りで、上司のマネジメントによる負担減の機会は無かったように思う。上司のマネジメントの向上が求められると感じている。
- 職員不祥事は最終的には個人の問題が大きく、逆に個々人が職責を自覚し、服務規律を徹底していれば職員不祥事は発生しないものと考えるが、不祥事発生時の組織に与える影響を意識し、組織全体で不祥事防止に取り組む必要があります。
- そもそもどういうことが法令違反・不正に該当するのか、その後どうなってしまうのか、考えるようなきっかけ（研修等）もないことから、分からぬ職員も多いと思います。また研修も大事だとは思いますが、全局的にコミュニケーションを取りやすいような風通しの良い職場環境づくりや、業務は1人ではなく複数人で行うなど、体制を見直すことが重要だと思います。（実際にそれが出来ておらず、不正やミスにつながる課もこれまでありました）

◆要望

- 今回の談合事件において、背景に何があったのかを含めて、コンプライアンス研修を再度、実施しほしい。（職員全員を対象に）
- 職員の数に対して求められている事柄が多すぎる、その結果チェック体制が不十分になり、ミスをする。全序的な大幅な業務改善が必要と思う。
- 入札に携わる担当課、許認可に携わる担当課等の職員については、定期的に短いスパンで人事異動をしたほうがいいと思われる。宮城県では、職員は長くとも3～4年で人事異動を行っていると聞いている。あまり長くいると、業者と「もちろんたれず」の関係が出来上がってしまう恐れがあり、私的及び感情的な関係になって、適正な判断ができなくなってしまう。
- 一番は職員のモラルということは大前提として、在籍年数については、検討の余地があるのではないか。長年在籍している職員がいることにより、管理職の方でも指導しにくい事態等が生じている。不平不満を言えばすぐ異動できる方もいれば、そうではない職員もいる。人事異動に一貫性、公平性がない。（基準等、難しいとは思いますが）できる職員へのしづ寄せ等が不祥事に繋がる遠因になり得るのではないか。
- 入札・契約事務は「やりながら覚える」状態なので、新任研修に取り入れるなど研修体制を強化してほしい
- 契約に関する研修を、階級別の内容で2年に1度でもいいので開催してほしいと思う。契約に関することを気軽に相談できる窓口、または簡単なことから難しいことまで載っているQ&A集等が欲しい。管財課に、管財課通知に載っていない決裁区分や契約形態などちょっとしたことを相談したら、通知を読んで担当課で判断してと言われた。アドバイスが欲しいだけなのに、どうすればいいのか相談もできないのかと思った。
- 中間管理職の適材適所の配置（業務に精通していない職員は、それなりに研修が必要、業務内容を知らない理解できていないは危険）
- 個人用携帯を使用しなくて良いように、業務用携帯（各課で数台等）があれば良いと思います。
- どこの課も人員配置が少ないなど、厳しいと思慮されるが、余裕をもって仕事できる職場環境の整備をお願いしたい。残業の多い担当係に職員を追加配置するなど、職員に余裕を持たせることが官製談合防止や事務ミス防止に繋がると思われる。

◆業務改善について

- 談合や漏洩は個人の意識や知識の欠如の問題が大きくそれを行ったらどうなるといった自身や周囲に与える影響を認識させるとともに事務のマニュアルを徹底させる必要があると思います。
- 職員の働き方改革が行われていない。DXの活用（内照会のDX化）、AIの積極的な活用が必要。職員の働き方改革により、チェック体制等に有効な時間を確保できるものと考える。
- 政令市の規模にはなると思うが、積算担当部署があることを聞いたことがある。設計価格と担当部署が切り離せば設計価格の漏洩が減ると思われる。
- システムログイン時の個人認証厳格化等（ICチップ職員証導入、予定価格算出関係執務室の入退室管理、施錠、印刷履歴の管理、情報端末の持込み制限）
- 入札に係る予定価格、最低制限価格について、他自治体が実施しているランダム係数を導入してはいかがか。（もしくは事前公表）
- 執務室への関係者入室制限の厳格化（特にOBや議員、元議員等）
- 予算措置にも原因がある。端数の減額や一律の割合で減額査定されることによって、必要な事業費が確保できないことが多い。減額査定により発注できる予算が確保できないため、担当は予算内に収めるため仕様変更を行ったりしている。全ての事業を一律に減額して、事業に必要な予算を不足させるのではなく、担当部課と協議の上、大きな事業を翌年実施することとして減額する等、予算査定の方法を見直すべきと考える。
- 内部通報窓口は内部機関だけでは通報者保護が機能するのか職員の不安が払拭されないように思います。外部（例えば弁護士事務所）にも置いてその機関内で実名秘匿も担保されると実効性が向上するのではないか。
- 相談窓口の設置は有効だと思うのだが、秘匿性が非常に重視されると思われる。特に市役所内というコミュニティーの狭い場所では、必ずといっていいほど、不祥事を起こした者、それを通報した者の情報が広がるため、相談しても大丈夫だと思わせる仕組み作りが重要だと思う。

【まとめ】

今回の事件を受けて、まず意識調査として、職員のコンプライアンスの理解度の確認を行った。概ね理解できていると思われるが、実態（実務）については、法令等の根拠の確認をせず、前例踏襲的に業務を行っていたり、ミス防止策として早急なマニュアル作成の必要があると感じている意見も多かった。

実態調査の結果として、契約業務に携わった職員がほとんどにも関わらず研修を受けたことがない職員が多いことから研修の充実が必要である。公益通報制度を知らなかったり、制度に対する否定的な意見があったことから、周知徹底するとともに制度の見直しも含め、検討の必要がある。また、入札内容を入札前に外部へ漏らすことが法令違反や懲戒処分の対象となることを知りながら業者へ入札情報や推測できる情報を伝えたことがあると回答した職員がいたため、再発防止の観点から、具体的な事例もあげ、コンプライアンスの徹底を図るとともに、入札及び契約の公平性・透明性確保のための第三者機関によるチェック体制の構築も検討する必要がある。

不祥事の発生要因を個人モラルの欠如とリスク管理体制の不備と捉える回答が多く、有効と思う対策は任用形態、年齢によってバラバラであるものの、チェック体制を強化するなどの仕組みづくり、次いで利害関係者と接する際のルールづくりとして研修の強化が必要である。

以上、アンケートの結果として、今後の再発防止策の参考としていきたい。

○信頼される市政のためのコンプライアンス条例

平成18年3月24日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 コンプライアンス体制（第7条・第8条）

第3章 不当要求対策（第9条・第10条）

第4章 公益通報制度（第11条—第16条）

第5章 雜則（第17条）

附則

平成17年4月1日合併により、新しく誕生した石巻市には、これまで以上に公平かつ公正で市民に分かりやすい市政運営に努め、市政への市民の理解と信頼を高めることが求められています。

新しい石巻市は、コンプライアンス体制を整備することにより、公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するため、この条例を制定します。

郷土を愛する心と高い倫理観に基づき、より一層質の高い行政サービスを市民に提供できる市政の確立を目指します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳謹な信託によることを認識し、職員が公務を遂行するに当たってのコンプライアンス体制に関して必要な事項を定めるとともに、職員の公正な職務の遂行を確保し、倫理を保持するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民とともに公平かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長及び副市長をいう。
- (2) 法令 法律、条例、規則その他の規程をいう。
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき公務を遂行することをいう。
- (5) 不当要求行為等 違法若しくは公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図る行為であって規則で定めるものをいう。
- (6) 公益通報 公益を守るために、職員が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。

(職員の基本的心構え)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、公務員としてのコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのあるすべての者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(任命権者及び管理監督者の責務)

第5条 任命権者は、職員（市長を除く職員をいう。以下この条において同じ。）の公正な職務の遂行及び倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 職員を管理監督する立場にある者（以下「所属長」という。）は、その職務の重要性を自覚し、管理監督下の職員の公正な職務の遂行及び倫理の保持に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、地方公共団体を構成する一員として常に市政に関心を払い、職員による公平かつ公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 市におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、石巻市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第9条第6項に規定する不当要求行為等の調査等に関する事項。

(2) 第14条に規定する公益通報の調査等に関する事項。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市におけるコンプライアンスの確保に関し必要な事項

3 委員会は、委員3人以内で組織し、法令について識見を有する者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

7 委員会の会議は、非公開とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進会議の設置)

第8条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、石巻市庁内コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議の会議は、非公開とする。
- 3 推進会議の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 不当要求対策

(不当要求行為等への組織的対応)

第9条 職員（この項において市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、市政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため、当該行為の内容等を記録し、上司及び所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な措置を講ずるとともに、その内容を推進会議に報告しなければならない。
- 3 推進会議は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、対応方針を指示するものとする。
- 4 推進会議は、前項の調査の結果、次条第1項から第3項までの規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。
- 5 市長は、不当要求行為等があった場合において、次条第1項から第3項までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、委員会に通知しなければならない。
- 6 委員会は、前2項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長及び事案に関係する市の機関（以下「市長等」という。）に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

(不当要求行為等に対する措置)

第10条 市長等は、前条第6項の規定による報告が不当要求行為等に該当する旨のものであるときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

- 2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要と認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。
- 3 市長は、市長等が競争入札の参加資格を有する事業者に対し、第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、指名停止その他必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長等は、前3項の規定に基づき不当要求行為等の行為者に対し措置を講ずる場合は、前条第6項の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

第4章 公益通報制度

(公益通報制度)

第11条 市政を常に公平かつ公正なものに保つため、公益通報制度を設ける。

(公益通報の手続)

第12条 職員は、公益通報の必要があると認めるときは、速やかに委員会にその内容を通報しなければならない。

- 2 職員は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。
- 3 職員は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 公益通報をした職員（以下「通報者」という。）の任命権者は、公益通報をしたことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報に係る委員会の職務)

第14条 委員会は、公益通報を受けたときは、当該通報の内容の真否について調査し、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、委員会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

(公益通報に係る措置)

第15条 市長等は、前条の規定による報告を受けたときは、遅滞なく必要な事実確認を行い、その結果、法令違反、不当な事実等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 市長等は、前項の措置を講ずる場合は、前条の規定による委員会の意見を尊重しなければならない。

(是正措置等の通知)

第16条 市長等は、前条第1項の措置を講じたときは、その内容を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を望まないときは、この限りでない。

第5章 雜則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行為について適用し、同日前に行われた行為については適用しない。

(石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例（平成17年石巻市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成19年3月28日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第2条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条、第3条の規定による改正前の石巻市特別職報酬等審議会条例第2条、第4条の規定による改正前の石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条第3号及び別表第1から別表第

3まで、第8条の規定による改正前の石巻市病院事業の設置等に関する条例第5条、第9条の規定による改正前の石巻市表彰に関する条例第7条、第10条の規定による改正前の信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに第11条の規定による改正前の市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び手当に関する条例第11条並びに石巻市特別職報酬等審議会条例第2条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」と、石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表第1中「助役」とあるのは「副市長」と、別表第2及び別表第3中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、石巻市表彰に関する条例第7条中「助役、収入役」とあるのは「副市長、収入役」と、信頼される市政のためのコンプライアンス条例第2条第1号並びに市長等及び職員の給与の特例に関する条例第1条中「助役及び収入役」とあるのは「副市長及び収入役」とする。

○石巻市職員倫理規程

平成17年4月1日訓令第112号

(目的)

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理を保持し、職務の執行の公平性及び公正性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(2) 利害関係者 職員が職務として携わる契約、許認可、補助金等の交付、立入検査、不利益処分、行政指導等の事務に関して、当該事務の対象となる事業を行っている法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体（国、他の地方公共団体その他公共団体を除く。）及び個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、利害関係者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第2号の利害関係者とみなす。

3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(職員が遵守すべき行動規準)

第3条 職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。

2 職員は、法令、条例、規則その他の規程（以下「法令等」という。）を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。

5 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、利害関係者からの贈

与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

6 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者との接触に関する禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供應接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(10) 利害関係者から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。

(11) 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、利害関係者から利益又は便宜の供与を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席するパーティー（飲食物が提供される会合で、立食形式その他公開性の高い形式で行われるもの）において、利害関係者から記念品（市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。）の贈与を受けること。

(3) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(4) 多数の者が出席するパーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。

(5) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食すること。

(6) 職務以外の目的で、共に自己の費用を負担して飲食すること。

(不当な要求に対する措置)

第5条 職員は、職務の執行に当たり、関係法令等若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正性を損なうおそれがある行為を求める要求を受けたときは、石巻市不当要求行為等の防止に関する要綱（平成17年石巻市告示第243号）の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(私的関係と交際の基準)

第6条 職員は、私的な関係（職員として身分にかかわらない関係をいう。）がある者であって、利害関係者に該当する者が主宰し、又は参加する会合、社会貢献活動、地域活動等の場において利害関係者と同席し、又は行動を共にする行為は、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(倫理監督者)

第8条 この規程の趣旨を徹底し、綱紀の肅正を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、総務部長をもって充てる。

3 倫理監督者は、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

（1）綱紀の保持に関して、所属長を指導すること。

（2）綱紀の保持のため、組織のあり方、研修のあり方、職場環境の改善等に関する方策を講ずること。

（3）職員がこの規程に違反した場合、当該所属長に対し、事実調書等の提出を指示すること。

4 倫理監督者は、総務部人事課長にこの規程で定める職務の一部を行わせることができる。

(違反に関する措置)

第9条 この規程に違反する行為があったと認められる場合においては、懲戒処分、訓戒等を含む人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。